

2019度生活衛生営業指導等事業計画

「生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年6月法律第164号)に基づき、生活衛生関係営業の経営の安定と適正な衛生水準の確保・向上及び利用者・消費者の利益の擁護を図るため、次の事業を実施する。

1 生活衛生関係営業指導に関する事業

(1) 経営指導員設置、生活衛生営業相談室運営並びに生活衛生関係営業景況等調査に関する事業

専任の経営指導員3名、事務職員1名を配置の上、「生活衛生営業相談室整備要綱」に基づく「営業相談室」を設置し、融資・経理・労務・衛生・経営等に係る専門的な指導・相談事業を実施するとともに利用者、消費者からの苦情等に関する相談に対応する。

特に今年度は、来年に実施を控えた軽減税率の適用関係について事前準備のための指導・相談事業に対応するとともに人材確保のための賃金の見直し・社会保険制度の適用推進についても指導・相談事業の重点課題として取り組むものとする。

また、生衛業者に対する相談指導に活用するため、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターからの委託を受けて生衛業の景気動向等を把握するための調査を実施する。

(2) 税務相談等に関する事業

「税務相談等事業実施要領」に基づき、生活衛生関係営業の税務事務の効率化、円滑化を促進するため、確定申告時期に税理士や経営特別相談員の協力を得て、税務処理に係る相談・指導事業を実施する。

(3) 地区生活衛生営業相談指導に関する事業

地域の実情に応じた相談指導事業を実施するため、業種又は地域単位に巡回指導を行うとともに、経営特別相談員とも連携・協力して相談・指導活動に努める。

(4) 相談指導顧問設置に関する事業

税理士等の専門的知識を有する相談指導顧問を配置し、相談・指導体制の一層の充実強化を図る。

(5) 生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導に関する事業

(融資の斡旋及び推薦書の発行)

日本政策金融公庫の「生活衛生改善貸付（無担保・無保証人融資）」について、各生活衛生同業組合を経て経営特別相談員から送付のあった借入申込みについて、審査の上、日本政策金融公庫各支店に融資の斡旋を行う。また、平成23年度から京都府

知事の委任を受けて一般融資制度で500万円を超える申込みに対して推薦書を発行することとなっているが、これらの施策を活用して、生活衛生関係営業の経営基盤の強化並びに近代化を推進する。

(6) 分野調整等指導に関する事業

事業活動調整員を通じて、進出大企業等の事業活動の状況を把握し、紛争等の解決のための相談・指導や当事者間の自主的調整を促進するなど分野調整全般についての情報収集に努めるとともに、必要に応じて分野調整事業協議会を開催し、事業活動に係る紛争等の早期解決に努める。

(7) 生衛業情報化整備に関する事業

生活衛生関係営業者に対し、的確な経営指導・相談を行うため、地域情報通信システム（LAN）等を整備・活用して、各種情報の蓄積と提供に努める。

(8) 後継者育成支援に関する事業

生活衛生関係営業者が事業継承を円滑に実施できるよう若年者を対象として生活衛生関係営業に対する職業観等の向上を図り、就業を促進するため、インターンシップ制度を活用した後継者の確保体制を整備し、将来の経営不安の解消と長年培ってきた高度なサービス技術の伝承を図る。

2 標準営業約款受付登録に関する事業

厚生労働大臣の認可を受けた理容業、美容業、クリーニング業、麺類飲食業及び一般飲食業の5業種について、標準営業約款登録の促進に努めるとともに、11月の「標準営業約款普及登録促進月間」にリーフレットを保健所、約款登録店、関係業界団体等に配布するなどを通じて、消費者への標準営業約款制度の周知に努める。

3 研修会・展示会に関する事業

(1) クリーニング師等研修会開催に関する事業

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師及び業務従事者の資質の向上、知識の習得並びに技能の向上を図るため、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターの委託を受けて、クリーニング業法に基づく「クリーニング師及び業務従事者の研修・講習会」を実施する。

(2) 経営特別相談員研修会開催に関する事業

京都府知事の委嘱を受けて生衛業者の経営指導及び相談業務に従事している経営特別相談員を対象に、日常の業務に必要な知識の習得のための研修会を開催する。

(3) 経営研修会等開催に関する事業

生衛業者、生衛組合員及びこれら組合員の指導に当たる役職員を対象に、生衛業の経営の健全化・安定化に資するために必要な情報・知識の習得のための研修会を開催する。

また、各生衛組合が取り組む講習会や研修会等を共催事業として実施する。

(4) 京都S e e Lフェアの開催に関する事業

消費者との交流の場である「京都S e e Lフェア」を通じて、各生活衛生同業組合がそれぞれの環境条件に応じて、各種の講習・研修会の開催、研鑽した技術の披露等を行うことにより、生衛業の啓発に努めるとともに、標準営業約款制度の普及・啓発による消費者サービスの向上や消費者ニーズの把握、需要の開拓等により経営の近代化並びに業界の活性化及び振興を図る。

- ・開催予定時期 2019年10月下旬
- ・開催場所 京都市内

4 情報提供に関する事業

(1) 広報に関する事業

当指導センターのホームページや機関紙（Kyoto S e e L通信）、チラシ、パンフレット等を通じて、生衛業者、一般消費者等に生衛業の業種別業界動向、各種の統計データ、金融・税制・経営・労務など生衛業の経営関連情報、苦情情報等を提供する。

5 受託に関する事業

(1) 生衛業者に対する事前相談指導に関する業務

京都市からの委託を受け、生衛業者が医療衛生センターに許可申請、届出等を行うに際しての留意点、その他関係行政機関との調整等についての事前相談指導を実施する。

(2) 衛生水準の確保・向上対策事業

公益財団法人全国生活衛生営業指導センターの委託を受けて、各生衛組合の組合員数の増加を図るため、推進会議の開催、広報活動等を実施する。

6 「その他」必要と認められる事業

受動喫煙防止対策については、引き続き関係機関とも調整しながら取組みを進める。

また、生衛業者の近代化合理化を進めるため、生衛組合を通じてその支援の取組みを一層進める。

2019年度生活衛生営業振興事業計画

生活衛生関係営業においては、消費者の生活様式、価値観の変化や多様化が一層進むとともに、新業態からの市場参入、少子高齢化の進展等により、大きな変革が求められている。

しかし、生活衛生関係営業は、地域社会に密着した営業を行い、府・市民の日常生活における衛生水準の維持向上、地域社会の福祉の増進及び消費者利益の擁護等を図るため、極めて重要な役割を果たしており、これらの事業が立ち行かなくなることによる社会に与える影響は図り知れないものがある。

そのため、生活衛生関係営業の振興を図るために、各生活衛生同業組合が次の事業を実施する場合は、京都府の「生活衛生営業振興事業補助金」を活用して、予算の範囲内において必要経費を助成する。

- (1) 地域社会の福祉の増進、消費者サービスの向上、需要の開拓等生衛業の活性化に資する事業
- (2) 生活衛生営業の専門技術者養成・確保事業
- (3) 生活衛生営業の後継者育成事業
- (4) 組合の組織の強化及び活性化を目的とする機関紙等の発行事業